

京都市告示第304号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成14年3月15日付けで認可した明石会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和4年8月12日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|-----------------------------|------------------------|
| 区域 | 京都府北桑田郡京北町大字明石 全域 | 京都市右京区京北明石町 全域 |
| 主たる事務所 | 京都府北桑田郡京北町大字明石 小字西久保18番地 | 京都市右京区京北明石町西久保 18番地 |
| 代表者の氏名 | 向井 隆雄 | 仲西 崇 |
| 代表者の住所 | 京都府北桑田郡京北町大字明石 小字宮下12番地 | 京都市右京区京北明石町西代3 4番地 |

(文化市民局地域自治推進室)